

徳島県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和七年七月一日徳島県議会の議決を経た令和七年度徳島県一般会計補正予算（第二号及び第三号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）